

新潟県条例第47号

新潟県国民健康保険法施行条例

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 新潟県国民健康保険運営協議会（第2条―第6条）
- 第3章 国民健康保険保険給付費等交付金（第7条・第8条）
- 第4章 国民健康保険事業費納付金（第9条―第21条）
- 第5章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 新潟県国民健康保険運営協議会

（設置）

第2条 法第11条第1項の規定に基づき、国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、新潟県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師（法第40条第1項に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等保険者（法附則第10条第1項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 2人

2 委員は、知事が任命する。

（会議）

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第5条 協議会の庶務は、福祉保健部において行う。

（委任）

第6条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第3章 国民健康保険保険給付費等交付金

（普通交付金）

第7条 算定政令第6条第1項の普通交付金は、同条第2項に規定する費用に応じ、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付する。

（特別交付金）

第8条 算定政令第6条第1項の特別交付金は、同条第3項に規定する事情に応じ、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付する。

2 法第72条の2第1項の規定による繰入金のうち、算定政令第6条第6項第3号に規定する特別交付金の交付に充てられる部分は、同号に規定する事情に応じ、知事が別に定める。

第4章 国民健康保険事業費納付金

（国民健康保険事業費納付金の徴収）

第9条 法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金は、年度ごとに、市町村から徴収する。

（医療費指数反映係数）

第10条 算定政令第9条第1項第2号イの医療費指数反映係数は、同条第3項に規定する事情を勘案し、零以上1以下の範囲内において知事が別に定める。

（年齢調整後医療費指数）

第11条 算定政令第9条第1項第2号ロの年齢調整後医療費指数は、同条第4項第1号に掲げる値とする。

（一般納付金所得係数）

第12条 算定政令第9条第1項第3号イ(1)の一般納付金所得係数は、同条第5項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として、知事が別に定める。

(一般納付金所得等割合)

第13条 算定政令第9条第1項第3号イ(2)の一般納付金所得等割合は、同条第6項第1号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者数等割合)

第14条 算定政令第9条第1項第3号ロの一般納付金被保険者数等割合は、同条第7項第2号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者均等割指数)

第15条 算定政令第9条第7項第2号イ(2)の一般納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、1未満の範囲内において知事が別に定める。

(後期高齢者支援金等納付金所得係数)

第16条 算定政令第10条第1項第2号イ(1)の後期高齢者支援金等納付金所得係数は、同条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として、知事が別に定める。

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第17条 算定政令第10条第1項第2号イ(2)の後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、同条第4項第1号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合)

第18条 算定政令第10条第1項第2号ロの後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、同条第5項第1号に掲げる数とする。

(介護納付金納付金所得係数)

第19条 算定政令第11条第1項第2号イ(1)の介護納付金納付金所得係数は、同条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として、知事が別に定める。

(介護納付金納付金所得等割合)

第20条 算定政令第11条第1項第2号イ(2)の介護納付金納付金所得等割合は、同条第4項第1号に掲げる数とする。

(介護納付金賦課被保険者数等割合)

第21条 算定政令第11条第1項第2号ロの介護納付金賦課被保険者数等割合は、同条第5項第1号に掲げる数とする。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等が県内に住所を有する場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条	同条第4項第1号	算定政令附則第4条の規定により読み替えて適用される算定政令第9条第4項第1号
第12条	同条第5項第1号	算定政令附則第4条の規定により読み替えて適用される算定政令第9条第5項第1号
	同項第2号	算定政令附則第4条の規定により読み替えて適用される同項第2号
第13条	同条第6項第1号	算定政令附則第4条の規定により読み替えて適用される算定政令第9条第6項第1号
第16条	同条第3項第1号	算定政令附則第4条の規定により読み替えて適用される算定政令第10条第3項第1号
	同項第2号	算定政令附則第4条の規定により読み替えて適用される同項第2号
第17条	同条第4項第1号	算定政令附則第4条の規定により読み替えて適用される算定政令第10条第4項第1号

(新潟県国民健康保険運営協議会条例の廃止)

3 新潟県国民健康保険運営協議会条例(平成29年新潟県条例第11号)は、廃止する。